

県内全市町村で運営する助け合いの制度

令和5年度

# 災害共済 県民交通

2月1日より令和5年度の  
加入受付開始

茨城県民であれば  
どなたでも  
加入できます

一般

年会費

# 900円

中学生以下500円 ※令和5年4月1日現在で  
中学生以下の方  
途中加入の場合 9月30日以降半額

見舞金  
をお支払い  
します

交通事故で  
死傷した方に

通院[入院]

# 3日目から!

最高  
で

見舞金

死亡

# 100万円

死亡見舞金.....100万円  
傷害見舞金...2~30万円  
身障見舞金.....50万円

共済期間

令和5年4月1日~  
令和6年3月31日

※令和5年4月1日以降加入の場合は、  
申込日の翌日から令和6年3月31日まで

## 加入の手続きはお早めに

### 見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定します。ただし、請求期限は事故日翌日から2年間となりますので、期限までにご請求ください。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

【令和3年度共済事業の状況】

加入者数	111,542人
見舞金給付件数	836件
見舞金給付金額	67,670千円

お申込み・お問合せは、居住地の市役所・町村役場へ

〒311-3192

東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

茨城町町長公室

地域政策課

電話 029-292-1111(代表)

詳しくは裏面をご覧ください。

